



平成28年6月20日

## 「事務処理誤りにかかる特例制度」

今回は「事務処理誤りにかかる特例制度」です。さてはて、一体なんのこと??

平成28年4月1日から法律が改正され、事務処理誤りにかかる特例制度(特定事由の申出・特例保険料)が始まりました。

厚生労働省・日本年金機構・市区町村・委託業者等・収納機関等の国民年金制度の事務処理を担当する機関の事務処理誤りがあり、保険料の納付や各種手続きができなかった場合に、申し出(特定事由の申出)をし、承認されると、保険料(特例保険料)の納付や各種手続きをすることが可能となりました。

### ★特定事由の主な事例

- ①年金事務所へ納付書を送るよう依頼したが、年金事務所ですら誤った処理を行い納付書が到着しなかったため、2年を経過し国民年金の保険料が納付できなかったため、納付できるようにしてほしい。
- ②市区町村役場で受け付けた届書について、処理が遅延し納付書が到着しなかったため、2年を経過し国民年金の保険料が納付できなかったため、納付できるようにしてほしい。

「2年を経過し」とは、

国民年金法第102条第4項の規定により、2年を経過した保険料については、保険料徴収権が時効によって消滅することから徴収することはできません。

★問合せ先 …… 最寄りの年金事務所

★申し出ができる方 …… 被保険者ご本人(過去に被保険者だった人を含む)が行うことができます。

### ★特例保険料

- ①特定事由の申出が承認され、保険料を納付することができるようになった場合、後日、納付書が送られてきます。
- ②特例保険料の金額については、事務処理誤りがあった当時の金額です。
- ③特例保険料の納付期限は、申し出が承認されてから2年です。

★特定事由の申出が認められない場合、3ヶ月以内に文書又は口頭で、社会保険審査官に審査請求(不服申し立て)ができます。

これまで、事務所だよりNo172、173、174、175において、法改正はお知らせしてきましたが、

**\*\*\* その他の平成28年4月1日施行の法改正は \*\*\***

### 入院時の食費の負担額の見直し

・入院時の食事代について健康保険法等の規定に基づき、これまでの食材費相当額に加え、新たに調理費相当額を段階的に負担することになりました。

	区分	H28年 3月31日まで	H28年 4月1日～	H30年 4月1日～
①	一般の方	260円	<b>360円</b>	<b>460円</b>
②	住民税非課税世帯の方(③以外)	210円	引上げなし	
③	②以外で所得が一定基準に満たない方など	100円	引上げなし	

### 女性活躍推進法が成立

女性活躍推進法に基づき、国・地方公共団体、301人以上の大企業は、

- ①自社の女性の活躍に関する**状況把握・課題分析**、
- ②その課題を解決するのにふさわしい数値目標と取組を盛り込んだ**行動計画の策定・届出・周知・公表**
- ③自社の女性の活躍に関する**情報の公表**を行わなければなりません。

(300人以下の中小企業は努力義務)

### 労働者災害補償保険法に基づく介護(補償)給付の見直し

・人事院の国家公務員の給与勧告率にあわせて0.36%のプラス改定が行われます。

・炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法に基づく介護料も引き上がっています。

	最高限度額	最低保障額
常時介護を要する者	104,950円	57,030円
随時介護を要する者	52,480円	28,520円